

議案第 6 号

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年おいらせ町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に伴う所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「法第19条第9号」を「法第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。